

北魏・唐における枷について：獄官令の検討から見た

劉，可維
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/1657871>

出版情報：九州大学東洋史論集. 43, pp.66-91, 2015-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

北魏・唐における枷について

― 獄官令の検討から見ただ ―

劉 可 維

はじめに

表題に掲げた枷は、中国古代において人を拘束する際、二枚の板を組み合わせて人の首につける木製の拘束具である。この拘束具が法令上初めて正式な拘束具となったのは北魏においてであったと考えられる。その後、北魏における枷の制度は基本的に北斉・北周及び隋にも継承されていた。唐代になると、枷の諸制度はさらに整備されるようになっており、枷を中心とした拘束具全般の制度が確立した。

律令の一篇目である獄官令は刑獄・拷問などの制度に関する法令であり、その中では拘束制度についても記されている。このことは『魏書』卷一一一 刑罰志に残された北魏獄官令の「諸そ年刑已上を犯せば枷鎖し」とあることから窺え、この令文は、これより後の諸朝における枷に関する制度の発端となった。

ところで、唐令は完全な形では残されていないが、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』の復原によっておおよその姿を窺うことができる。さらに近年における北宋天聖令残巻の発見をきっかけに、雷聞氏の「唐開元獄官令復原研究」〔1〕は改めて唐獄官令を復原しており、唐獄官令復原の最新の成果となっている。これらの唐令の復原からは、拘束制度に関する

条文が幾つか存在しており、枷の寸法・使用法及び諸刑罰の適用などの内容が詳しく定められていたことがわかる。また北魏・唐の獄官令の研究からは、枷を中心とした拘束制度の成立過程及びその変遷を窺うことができる。

枷の用例としては、沈家本氏の『刑具考』に歴代の史料に散見される枷の記事が大量に蒐集されており、拘束具としての枷の確立過程に関する基礎的史料を提供している^②。初めて獄官令を利用して枷の制度を検討したのは仁井田陞氏である。また、仁井田陞氏は唐獄官令と図像史料に見える枷を照応させ、枷の形態を分析している。氏は唐獄官令に見える「枷」は長さが異なる二枚の板で構成される枷であり、「頰」は二枚の長さが等しい枷であると指摘する^③。しかし、この結論は唐獄官令の「諸枷」条に見える「枷」と「頰」が枷の構造における二部位である記述と齟齬しており、さらに具体的検討が加えられるべきであろう。また、林沄氏も同様に図像資料を利用して、枷の形態の変遷を簡明に考察している^④。近年では辻正博氏が唐宋間の流刑を研究するとともに、流刑の罪人にかかる盤枷を考察し、盤枷は円形枷であるとしている^⑤。これらの研究は獄官令を利用して枷の寸法や種類を検討するものが中心であるが、枷と各刑罰との対応関係については論じられていない。特に唐代における枷を中心とする拘束制度の全般がどのような具体的過程を経て確立されたのかという問題についてはいまだ明らかにされていない。

また、枷はもともと拘束具ではなく、農具であった。それが如何にして律令制度における法定の拘束具となっていくたかは、いまだ未解決の問題として残されている。この問題は拘束具としての枷の法定化の起源と関わり、是非とも検討を加えていく必要があるであろう。

上述の問題の解決のため、本稿では、まず北朝以前に遡り、拘束具としての枷の登場、及びその法定化について追究する。次いで最新の唐令復原を用いつつ、司法の実態面と関連付けて、唐代における枷に関する諸制度を具体的に明らかにし、以て当該時代における枷を中心とした拘束制度の成立過程、枷の性格の変遷などについて論じることとする。

一 枷の制度の成立過程

(1) 拘束具としての枷の登場

本来、枷は拘束具を指す呼称ではなく、穀や麦などを脱穀するための農具である。農具としての枷は一本の長い棒と一本の短い棒を組み合わせたものであり、使用する際には長い方を握ってこれを振り、短い方で打つことによつて、穀物を脱穀していた。その出現は、遅くとも春秋時代ごろまでに遡る。農具の枷で打つことによつて多くの穀物を脱穀することが可能であり、漢代になると、中国各地において使用されるようになっていく。さらに魏晋になると、漢文化の周辺でも枷の使用が見られる⁶⁶⁾。嘉峪関魏晋壁画墓には農夫が枷を握つて穀物を打つ画が残されている(付図一参照)。その画像資料から魏晋の枷はそれまでと同じく二つの木製の棒を組み合わせたものであったことがわかる。

二つの木をつなぎ合わせた構造によつて、枷ははさみのような形での拘束の機能を持ち得たが、次の『後漢書』卷六〇上馬融伝に見える馬融の「広成頌」から、遅くとも後漢になると、枷が拘束具のように用いられていたことを示している。

罔両を拵ぎ、游光を拂ひ、天狗に枷し、填羊を縶ぐ⁶⁷⁾。

ここに見える罔両・天狗・填羊などは神鬼の類である。前掲の「広成頌」の語句はすべて対句であり、「天狗に枷し」に対応する「填羊を縶ぐ」の「縶」は縄によつて縛るという意味である。そのため、「天狗に枷し」に見える「枷」は枷で拘束する意味と考えられる⁶⁸⁾。経学者としての馬融が鄧太后に諷諫するために進呈した「広成頌」において、枷が拘束具とされていることを考えると、当時枷の拘束機能が普遍的に認識されていたと考え大過ないであろう。拘束具としての枷の登場については、宮崎市定氏は曹操が鉄製の拘束具を木製に改変していたことに基づき、木製拘束具の枷は

曹魏から出現していたのであろうと論じている⁹⁾。しかし、漢魏以前、正式な拘束具としての枷についての史料はまったく見られないのみならず、当時の字書では枷は農具の意味のみを持っている¹⁰⁾。そのため、当該時代において枷は農具から拘束具へ派生しつつあった段階であり、いまだ拘束具としての姿を完全には現してはいなかったと考えられる。

また、漢魏の後継者としての晋南朝の法制史料に見える法定の拘束具は械（足の拘束具）・杻（手首の拘束具）・鉗（首の拘束具）など¹¹⁾があり、枷の使用は全く見受けられない。一方、沈家本氏の指摘によると、南朝の『浄住子』と『玉篇』では、枷が拘束具の意味を持っていることがわかる。特に、梁の顧野王が著した『玉篇』は、字書であり、これには枷に農具と拘束具の二つの解釈が見える¹²⁾。それを踏まえると、南朝の枷は拘束具としての性格を既に現していたが、いまだ法定の拘束具とまでは至ってはいなかったと考えられるのである¹³⁾。

枷が初めて正式な拘束具として法令上で規定されたのは北魏の太武帝期にまで遡る。『唐六典』卷六 刑部尚書郎中員外郎条注に、

太武帝に至り、始めて崔浩に命じて刑名を定め、（中略）始めて枷を置きて罪人を拘える¹⁴⁾。

とある。右より、北魏前期において太武帝が崔浩に命じて律令を制定させる際、初めて枷が法定の拘束具として定められたことがわかる。では、前代及び同時代南朝の法制史料に見えない枷が、北魏によって法定の拘束具と指定されたきっかけは、注目しなければならない。この問題の解明のためには、西晋末から十六国に至る枷の実態について検討しなければならない。漢魏晋南朝の史料において、枷で人を拘束する実例は次の『晋書』卷一〇四 石勒載記の記事のみである。

会々建威將軍閻粹、并州刺史東瀛公騰に説くらく、諸胡を執らへ、山東に於いて売って軍実に充てよと。騰、將軍郭陽・張隆をして群胡を虜にし將ひて冀州に詣らしめ、両胡もて一枷にす。勒時に年二十余、亦た其の中に在り¹⁵⁾。

とある。并州刺史司馬騰は軍費にあてるために諸胡を奴隸として販売しようとした際、二人の胡人を一つの枷で拘束している。すなわち「両胡もて一枷にす」（「両胡一枷」）である。拘束具である枷は人の首につけるので、ここに見える枷は二人の胡人の首を同時に拘束するものであろう。「両胡一枷」については、『刑具考』枷条の沈家本氏の按語に、

北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―（劉）

一 兩胡一枷、即ち後来の二人もて連枷にするの始めなり¹⁶。

とある。ここでは、「兩胡一枷」という拘束方式は、また「連枷」と称されている。「連枷」の事例については、次の『法苑珠林』巻九一 賞罰篇第九一に、

梁の江陵陥る時、閔内人梁元暉有りて一士大夫の姓は劉なるものを俘獲す。(中略) 此の人先ず侯景の乱に遭ひ、家口を喪失し、唯だ小男のみ余す、年始数歳なれば、躬自ら擔抱するも、又連枷に著けらるるに、雪の塗に値ひて進むこと能はず¹⁷。

とある。江陵が陥落した際、城内の人々は西魏の軍將に奴隸として分け与えられ、長安まで拉致されていた。前掲の史料に見える劉姓の士大夫も、そのような境遇に陥つた一人であった。連行される彼が「連枷」にかけられている。黄徴氏の研究によれば、ここに見える「連枷」は農具の枷ではなく、二人以上の首を同時に連ねる拘束具の枷だという¹⁸。

また、「連枷」の使用は唐以降まではずっと見られている。『資治通鑑』巻二一六 天寶一〇載(七五一) 四月に、楊国忠、御史を遣はし道を分ちて人を捕へ、連枷して送りて軍所に詣らしむ¹⁹。

とある。軍隊を拡充するために、楊国忠が平民を捕まえて「連枷」で駐屯地に移動させた。後代の事例であるが、人を連行する拘束具としての「連枷」の、北朝と唐代における用例が見られることは、先の石勒の事例を考える上で参考になる。二つの木をつなぎ合わせるだけで作られる枷は、同時に二人以上を拘束することが可能なので、多くの人を連行する際に、魏晋以来の伝統的な法定拘束具より有効であったと考えられる。

十六国期において、各政権による人の略奪が横行し、俘虜などの強制移動も多く見受けられている²⁰。ねばり強く抵抗していた塙壁や敵国の俘虜を大量に連行する際に、拘束具の使用も行われたと思われる。また、枷は簡単な構造を持ち、短時間で大量に製造できるとの簡便さもあったと考えられる。以上の諸点を踏まえると、晋南朝に比べて、戦乱が頻発した十六国期には、大量の人の強制移動に伴って、木製の枷はより広く使われていたことと想定される。その流れを受け、北魏前期になると、枷が法定の拘束具として定められたのであろう。

(2) 北魏における枷の制度及びその実態

前項で述べたように、北魏太武帝期に編纂された律令において初めて拘束具としての枷を置き、罪人を拘束した。ただし、太武帝期以降、司法の場において枷の濫用問題は浮上した。そのことについて『魏書』卷一一一 刑罰志 太和五年(四八一)条に、

時に法官及び州郡県、情を以て折獄する能はず。乃ち重枷を為し、大なること圜に幾し、復た鎚石を以て囚の頸に懸け、内を傷つること骨に至るも、更に壯卒をして迭いに之を搏たしむ。囚率ね堪えず、因りて以て誣服す。吏、此を持して以て能と為す。帝聞きて之を傷み、乃ち制して大逆の明証有り、而も辟を款せざる者に非ずんば、大枷するを得ざらしむ⁽²¹⁾。

とある。この詔の背景としては、次の二点が指摘できよう。まず、枷の寸法についての制限がなく、必要以上に大きな枷(大枷)が氾濫していた。また、当時の枷はしばしば拷問具として使用されており、無理に自白させてしまうこともあった。そして、孝文帝は太和五年に右に見える「大逆の明証有り、而も辟を款せざる者に非ずんば、大枷するを得ざらしむ」の禁令を下し、大枷の使用を制限した。しかし、その禁令をもってしても枷の濫用を止めることはできず、永平元年には、河陰県令宋翻が大枷の「彌尾青」を濫用するという事件が起きている。『魏書』卷七七 宋翻伝に、

初め、翻、河陰令と為るに、(中略) 県旧と大枷有り、時人号して「彌尾青」と曰う。翻、県主と為るに及び、吏、之を焚かんことを請う。翻、曰く、「且らく南牆の下に置き、以て豪家待たん」と。いまだ幾ばくならずして、内監楊小駒有りて県に詣り事を請い、辞色不遜なれば、尾青を取りて以て之を鎮めんことを命ず。既に免ぜられて、入りて世宗に訴う⁽²²⁾。

とある。宋翻が河陰令であったのは永平元年八月以前であり、八月になると、宋翻は弟の道璵が京兆王愉の叛乱に加わ

北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―(劉)

つたことにより、逮捕された²³⁾。宋翻が河陰令であった時、内監楊小駒が不遜であったため、彼に大枷の「彌尾青」を用い、畏怖させた。しかし、宋翻の行為は太和五年の詔に背くものであり、楊小駒は宋翻の行為を宣武帝に上訴した。この事件は実際の司法において大枷の濫用が依然として存在していることを示している。『魏書』卷八 世宗紀には、永平元年七月詔のこととしてさらに河陰県における枷の濫用の問題について言及し、

（永平元年七月）乙未、詔して曰く、「（前略）枷杖の小大、各々宜しく定準すべし。然るに比ごろ廷尉・司州・河南・洛陽・河陰及び諸々の獄官、鞠訊の理、未だ矜恕を尽くさず。掠拷の苦、毎に切酷多く、（中略）尚書に付して精しく枷杖違制の由を検べ、断罪して聞奏すべし」と²⁴⁾。

とある。これによれば、宋翻が大枷「彌尾青」によって楊小駒を畏怖させた事件によって、宣武帝は枷の規定をより厳格にすべきことを意識し、永平元年七月に詔を尚書省に下し、枷杖の問題について検討させたことがわかる。その検討の結果については、『魏書』卷一一 刑罰志に、

永平元年（五〇八）秋七月、尚書に詔して枷杖の大小違制の由を検べしめ、其の罪失を科す。尚書令高肇・尚書僕射清河王懌・尚書邢巒・尚書李平・尚書江陽王継等奏して曰く、「（中略）謹んで獄官令を案するに、（中略）諸そ年刑已上を犯せば枷鎖し、流徒已上、増すに柙械を以てす。迭いに用して俱にせず。大逆外叛の罪に非ざれば、皆大枷・高柙・重械せず、又た石を用しるの文無し。而るに法官州郡、因縁して増加し、遂に恒法と為す。（中略）杖の小大、鞭の長短を検ぶるは、令に定式有るも、但だ枷の軽重、先に成制無し。臣等参量するに、大枷長一丈三尺、喉下長一丈、通類木各方五寸を造り、以て大逆外叛に擬う。柙械は以て流刑已上を掌る。諸々の臺・寺・州・郡の大枷は、悉く之を焚かんことを請う。枷は本囚を掌り、拷訊に用いる所に非ず。（中略）」と。是より枷杖の制、頗る定準有り。いまだ幾ばくもせずして、獄官、虐を肆にし、稍く復た重大たり²⁵⁾。

とある。右の尚書省の上奏には、「諸そ年刑已上を犯せば枷鎖し、流徒已上、増すに柙械を以てす。迭に用いて俱にせず」の獄官令の条文が引用されている。この条文では枷のみならず、当時拘束具全般の適用刑罰を規定している。その

内容は、徒刑以上（死・流・徒刑）の罪人を枷或は鎖で拘束し、流刑以上（死・流刑）の罪人に対してはさらに柙或は械のいずれかを加えて拘束するというものである。枷と鎖はそれぞれ単独で用い、同時に用いることが禁止されていた。これは柙と械についても同様である。

この獄官令の規定によって尚書省は拘束具である枷の用途を明示した。また、「大枷」の濫用に対する懸念により、尚書省はさらに「大枷」の寸法を統一し、使用範囲にも制限を加えた。ただし、この「大枷」は「大逆外叛」を犯した罪人に対する拘束具であり、普通の枷とは異なるものであった。なお、この検討の結果からは一般の徒刑以上の罪人に対する枷については依然として明確な規定がなかったことがわかる。「大枷」の寸法や対象などは規制されるようになったが、この規制は必ずしも徹底的なものではなかったため、公布後それほど時間が経たないうちに、「獄官、虐を肆にし、稍く復た重大たり」という状況に戻っていくこととなったのである。

(3) 北魏における枷の形態

北魏の尚書省が検討して定めた「大枷」に対する規定は「大枷長一丈三尺、喉下長一丈、通頰木各方五寸を造り」というものである。以下、その規定によって北魏の枷の形態をさらに追究してみよう。

まず、説明しておかなければならないのは『晋書』の「両胡一枷」や唐代以降の完備された枷の基本的な形状は二つの木をつなぎ合わせたもので、罪人の首につける拘束具であったということである。この「大枷長一丈三尺、喉下長一丈」は枷の長さに対する規定であり、なおかつ枷の拘束方法を暗示している。すなわち大枷の長さは一丈三尺であり、そのうちの一丈分は罪人拘束の際、喉より下にある。一方、「通頰木」についての先行研究の解釈は一致していない。内田智雄氏はこれを『唐六典』に記される「頰」と関係があり、この「頰」が唐代における拘束具の一つであるものと推定している²⁶⁾。それに対し、林沅氏は『唐六典』の「頰」は枷の短い木板であることを論証し、この「通頰木」が枷

北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―（劉）

に鍵をかける装置であると論じている⁽²⁷⁾。

この問題について検討する上で、初唐における枷の形態を見ることが参考となろう。唐貞観一三年（六三九）の「齊士員猷陵造像碑」の碑趺には地獄審判の様子が描かれており、そこに見える枷は角柱形である（付図二参照）⁽²⁸⁾。つまり、唐代初年において枷は依然として農具の枷のような角柱形であったことがわかる。とすれば、北魏の枷が後世のような二枚の平らな木の板であったとは考えられず、やはり農具の枷と共通点を持つ二本の木製の角柱であったと考えて大過ないであろう。先に見た「通類木」はその字面から判断するに、顔の頬の横を通る木であろう。「各方五寸」は切口の面積が五寸平方であるという意味と考えられる。従って「通類木」は切口が五寸平方である二つの角柱形の枷棒と想定されるのである。

本項では、「大枷」に対する規定の検討を通じ、北魏における枷の形を明らかにした。当時の大枷は依然として二本の角柱形の棒をつなぎ合わせたものである。「各方五寸」の「方」の字から考えるに、枷の切口は方形であった可能性が高い。一般的な枷は大枷より小さいが、形は大体同じであったであろう。

(4) 北齊と北周における枷の制度

上で見たように北魏の獄官令は枷が徒刑以上の罪人に対する拘束具となっていたことを示しているが、この令文はその後の北齊と北周における枷の制度にも大きな影響を与えた。『隋書』卷二五 刑法志に、

（北齊） 罪刑年の者は鎖し、鎖無ければ枷を以てす。流罪已上は杻械を加え、死罪の者は之に桁す⁽²⁹⁾。

（北周） 凡そ死罪は枷して犇し、流罪は枷して梏し、徒罪は枷、鞭罪は杻、杖罪は散して以て断を待つ⁽³⁰⁾。

とある。北齊刑法の「刑年の者」とは一年間の徒刑を科せられた者という意味であり、北齊における枷の制度は北魏のそれを受け継ぎ、徒刑の罪人は鎖或は枷、流刑以上の罪人はさらに杻或は械を加えて拘束していたことがわかる⁽³¹⁾。ま

た、死刑囚の拘束の際には、流刑用の拘束具に桁というものをを用いるとされているが、これは大きな足の拘束具であった⁽³²⁾。北周では復古的な政治理念に基づき『周礼』の桎・梏・拳の拘束具が形式的に復活したと考えられるが⁽³³⁾、枷の使用については北魏の制度を受け継いでおり、徒刑以上の罪人はすべて枷で拘束している。北朝における拘束具に関する制度を整理すると、表一のようになる。

表一、北朝における各刑に対する拘束具

時代	刑	
	死	流
北魏	枷 / 鎖・柶 / 械	枷 / 鎖
北齊	桁・枷 / 鎖・柶・械	枷 / 鎖
北周	枷・拳	枷
		鞭・杖
		鞭罪桎、杖罪散禁

本節の考察をまとめてみよう。枷はもともと脱穀用の農具であり、遅くとも後漢には枷に拘束具としての機能が備わるようになっていたが、魏晋南朝の刑法史料においては枷の使用がまったく見えない。当時、枷はいまだ律令に定められた拘束具ではなかったと考えられる。西晋末から十六国期に至り、奴隸販売や人の略奪などの場合には、枷が連行用の拘束具として広く用いられていたと想定する。その流れで、北魏の太武帝期になると、枷は結局法定の拘束具として認められた。しかし、司法の現場では、枷の濫用問題が相次いで浮上していた。北魏は二度詔を下し、枷の使用を整頓したが、結局その濫用を禁じえなかった。つまり、北魏の枷は正式的な拘束具となったばかりの段階で、その制度はいまだ整ったものではなかったと言える。また、北魏の獄官令は後代の拘束制度に強く影響を与え、北齊と北周は基本的に北魏における枷の制度を継承していた。

二 唐代における枷

前代の法制に従い、唐代の律令にも、獄官令の篇目が設けられている。仁井田陞氏は『唐令拾遺』において、唐代史料に散見される唐令の逸文や、日本の律令史料を博搜し、唐令を復原している。同書に見える獄官令の18「諸流徙罪居作者」条・28「諸禁囚」条・30「諸応議請減者」条・42「諸枷」条は、すべて拘束制度に関する条文である³⁴。その後、『唐令拾遺補』は上記の四条の復原を踏襲している³⁵。近年、雷聞氏は『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』に基づき、さらに唐令を範とする北宋の天聖令に依拠し、改めて唐獄官令を復原した。いくつかの用字の修正以外に、拘束制度に関して雷聞氏が復原する令文は、『唐令拾遺』とほぼ一致している³⁶。そのため、唐・日、そして宋の三種類の法制史料に基づいて復原されたその四条の獄官令は、原本とは非常に近いものになったと考えられる。それらの令文は唐代の拘束制度の研究に、基礎的な史料を提供している。本節では、最新の雷聞氏の復原を利用し、唐獄官令に定められた枷及び拘束制度の全般を検討したい。

(1) 枷の構造

前述したように北魏は永平元年から大枷の寸法を制限しているが、徒刑以上の一般的な罪人に対する枷の寸法についての規定はいまだ欠如していた。『隋書』卷二五 刑法志に、

(隋) 枷杖の大小は、威な之が程品を為す³⁷。

とある。記述は少ないが、遅くとも隋代までには通常の枷の寸法に対しても具体的な規定が定められるようになった。通常の枷に対する規定は、運用に混乱が見られた北朝よりも整備されていたのは間違いないと考えられる。唐代の獄官

令はさらに種々の拘束具の寸法を規定しており、復原57⁽³⁸⁾は、柳の具体的な寸法を記している。

諸そ柳の長さは五尺以上、六尺以下、頰の長さは二尺五寸以上、六寸以下、共に闊さは一尺四寸以上、六寸以下、径は三寸以上、四寸以下⁽³⁹⁾。(後略)

仁井田陞氏はこの令文の「柳」はそれを構成する二板の長さが異なる柳であり、「頰」は二板の長さが等しい柳であるとみなしている。すなわち、仁井田氏によれば、この令文に見える「柳」と「頰」はそれぞれ異なる二種類の柳なのである⁽⁴⁰⁾。しかし、後述のように、唐宋間における二板の長さが等しい柳は盤柳と呼ばれていた。また、令文の「共に闊さは一尺四寸以上、六寸以下」を考えると、それは「柳」と「頰」を結びつける広さに関する規定であるので、「柳」と「頰」が柳の構造における二部位であることは明らかである。つまり、復原57は柳の諸部位の寸法を規定している。

復原57の「諸そ柳の長さは五尺以上、六尺以下、頰の長さは二尺五寸以上、六寸以下」を見ると、「柳」と「頰」の長さの比率は2・1である。とすれば、復原57に規定される両者の長さから、「柳」は長いほうの木板であり、「頰」は短いほうの木板であることがわかる。また、「共に闊さは一尺四寸以上、六寸以下」は「柳」と「頰」を組み合わせた時の幅を規定したものである。柳には罪人の首を拘束するための円形の穴があったが、復原57の「径」はその直径を指すのであろう。敦煌第45窟觀世音經變(盛唐期、付図三参照)には地面に散らばったいくつかの刑具が描かれており、それらには長い板と短い板を合わせた拘束具は当時の柳の姿であると考えられる。

そのほか、唐代では流刑や徒刑を科せられると、罪人は労役に服さなければならなかった。その際の拘束に用いられた柳は盤柳と呼ばれた。そのことを伝えて復原21に、

諸そ流徒罪の居作する者は、皆鉗を著け、若し鉗無き者は盤柳を著け、病及び保有する者は脱ぐを聴せ⁽⁴¹⁾。(後略)

とある。辻正博氏は盤柳について、画像史料に見られる円形の柳がこれにあたと推定している⁽⁴²⁾。ただし、管見の及ぶ限りでは、柳の画像史料の中に円形の柳はたった三つしかなく⁽⁴³⁾、それに対して方形の柳も複数存在している。本来、盤は円形のものだけでなく、薄く平らなものすべてを盤と呼んだ。例えば式盤・碁盤などは方形のものである。盤柳

は長さの異なる二枚の板で構成される枷とは異なり、対称の板で組み合わせる盤形の枷であると考えられる。円形の枷のみならず、方形の枷もまた盤枷であったと考えられる。しかし残念ながら、凶像史料に見える円枷と方枷との役割の違いはいまだ明らかではない。

(2) 唐獄官令に見える拘束制度

唐獄官令の復原42は一般の罪人を拘束する制度を規定しており、

諸そ囚を禁ずること、死罪は枷柙、婦人及び流罪以下は、柙を去り、其の杖罪は散禁せよ。年八十（以上）及び十歳（以下）、並びに廢疾・懷孕・侏儒の類は、死罪を犯すと雖も亦散禁せよ。⁴³

とある。この条文は、主に一般の罪人を獄につなぐには、死罪の場合は枷と柙をつけ、婦女及び流罪以下の場合には柙をつけず、杖罪の場合は拘束具を用いることなく囚禁することを規定している。この条文から、唐代には、徒刑以上の罪人を枷で拘束したことがわかる。このような枷の使用が北魏の制度に淵源することは前節の考察から明らかであろう。

また、唐代には法律の面において特権を有する身分が存在した。これらのもの一部は、拘束の際に枷が用いられた。復原45に、

諸そ応に議請減すべき者、流以上若しくは除・免・官当を犯さば、並びに鎖禁せよ。公坐の流、私罪の徒（並びに官当に非ざる者を謂う）保を責めて参對せしめよ。其れ九品以上及び無官の応に贖すべき者、徒以上若しくは除・免・官当を犯せし者は、枷禁せよ。公罪の徒は、並びに散禁せよ。巾帯を脱がず、辦定すれば、皆在外に参對するを聴せ。⁴⁴

とある。復原45においては特権保有者は二つのグループに分けられる。第一のグループは議請減の特権を有する罪人である⁴⁵。それらの罪人は、流罪以上或は除・免・官当の場合、鎖で拘束されて監禁される。そのほか、議請減に該当す

る官員は、「官当に非ざる者」（「非官当」）の「公坐の流、私罪の徒」の場合、保釈が許可される⁽⁴⁷⁾。第二グループ中の「九品以上」は八・九品の官員であり、「無官の応に贖すべき者」は減の資格を有する官員の祖父・父母・妻及び子孫である⁽⁴⁸⁾。第二グループの罪人は徒罪以上及び除・免・官当の場合、枷で拘束されて監禁される。また、「公罪の徒」の場合においては、第二グループの罪人は監禁の際に拘束具を免除される。復原45に見える除・免とは、除名・免官のことである⁽⁴⁹⁾。官当とは、官を削ることによる流・徒の実刑に代替する処罰であり、その基準について、『唐律疏議』卷二名例律 官当条に、

諸そ私罪を犯し、官を以て徒に当つる者、（私罪は、私に自ら犯す及び制に対ふるに詐して以て実ならず、請を受けて法を枉ぐるの類を謂う。）五品以上は、一官を徒二年に当つ。九品以上は、一官を徒一年に当つ。若し公罪を犯す者は、（公罪は、公事に縁りて罪を致し、而して私・曲なき者を謂う。）各々一年を加えて当つ。

官を以て流に当つる者、三流同じく徒四年に比す。疏議して曰く、品官流を犯すも、真に配すべからず。既に須く当贖すべく、所以に徒四年に比す⁽⁵⁰⁾。

とある。右の史料によると、官員が流・徒の罪を犯した場合、通常は官当によって刑を免じられる。それによって、第二グループの「公罪の徒」の対象も第一グループの「公坐」⁽⁵¹⁾の流、私罪の徒」と同じく「非官当」の官員であることがわかる。なお、復原45に見える「非官当」とは、具体的にどのような状況であろうか。それについては『唐律疏議』卷三名例律 以官当徒不尽条には、

諸そ官を以て徒に当つる者、罪軽くして其の官を尽さざれば、官を留めて收贖す。官少なくて其の罪を尽さざれば、余罪は收贖す。疏議して曰く、仮へば五品以上の官有りて、私坐の徒二年を犯さば、例減すること一等、即ち是れ「罪軽くして其の官を尽さざれば、官を留めて收贖す」⁽⁵²⁾。

とある。前掲『唐律疏議』官当条によれば、官員は一般的には流罪に処されず、「三流」（三等の流罪）のいずれも四年の徒刑に換算された。以官当徒不尽条は、官職を以て免じられる徒罪の年数が科せられた徒刑の年数より多くなつた

場合に、官職を保持したまま贖銅によって罪を償うことを許可したものである。そのような場合、官当は行われぬが、それを「非官当」というのであろう。

以上の考察をまとめると、第一グループの官員が流徒の罪を犯した場合、通常は官当が行われ、鎖で拘束されて監禁される。「非官当」の「公坐の流、私罪の徒」の場合、保釈が許可される。当然ながら、「公坐の流、私罪の徒」より軽い罪、すなわち「非官当」の公罪の徒・杖、及び私罪の杖の場合にも、それらの罪人を監禁せず、保釈が行われる。第二グループの官員が流徒の罪を犯した場合、通常は官当が行われ、枷で拘束されて監禁される。「非官当」の「公罪の徒」、及びそれより軽い「公罪の杖」の場合、枷が免除され、散禁される。復原42・復原45に基づき、唐代における各身分の罪人に対する拘束具の規定を整理すると、表二のようになる。

表二、唐代において諸身分の罪人に対する拘束具の制度

身分	刑		死	流	徒	杖以下
	除・免・官当	非官当公罪				
一般の罪人	除・免・官当	非官当公罪	枷と杻	枷(居作時盤枷或鉗)	枷(居作時盤枷或鉗)	散禁
議請減	非官当公罪	非官当私罪	鎖	鎖	責保参対	散禁
八品・九品の官員	除・免・官当	非官当公罪	枷	枷	責保参対	散禁
無官応贖者	非官当私罪	非官当私罪	枷	枷	散禁	散禁

議請減の特権を有する罪人を拘束する鎖も枷と同じく首を拘束するものである。北魏獄官令における鎖と枷は、その運用における区別が必ずしも明確でない。唐代になると、鎖は議請減の罪人に対し枷の代わりに用いられる拘束具となっていた。鎖が特権保有者の一部にのみ使用される拘束具となることで、枷は最も一般的な拘束具となった。

枷の使用について唐代は北魏以来の制度を受け継いでおり、かつ唐獄官令には、枷の寸法・種類及び使用法などが明確に規定される。表二を見ると、枷（盤枷を含む）が拘束具の中心となっていたことは明らかである。唐獄官令によって確立された枷の利用を中心とする拘束制度は、唐代以後の歴代法制にも受け継がれていった。北宋の天聖獄官令は唐令に定められる枷の寸法を踏襲し、さらに死刑・流刑・徒刑に適用するそれぞれの枷の重さに対する規定を設定していたが、拘束具と各刑罰との対応関係についての条文は、基本的に唐令を踏襲している⁵³。中国の近世に至り、枷は引き続き拘束制度における中心的な役割を果たしていた⁵⁴。ついには、もともと首にかける拘束具の枷は、拘束具の象徴となり、様々の拘束具が枷と表現され、例えば、手首を拘束する刑具は手枷と呼ばれ、足を拘束する刑具も足枷と呼ばれるようになっていた。

(3) 附加刑の刑具としての枷の登場

上文では、唐代以前における拘束具としての枷、及び枷関連制度の成立について検討してきた。徒罪以上の罪人を用いる拘束具の以外にも、枷はまた罪人を見せしめにする場合で使用されていた。そのような事例は北魏まで遡る。『魏書』卷七七 高謙之伝に、

孝昌の初め（五二五）、河陰県令を行す。是より先、人有りて囊に瓦礫を盛り、指して銭物と作し、詐りて人の馬を市い、因りて逃げ去る。詔して追捕し、必ず得て以て聞せしむ。謙之乃ち偽りて一囚を枷し、馬市に立たしめ、是れ前に詐りて馬を市うの賊、今之を刑せんと欲すと宣言す⁵⁵。（後略）

北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―（劉）

とある。偽の罪人を枷で拘束して馬市に立たせるのは後代の見せしめの刑罰と類似している。しかし、この『魏書』の事例は本当の罪人を捕らえるためのトリックであり、制度化した刑罰ではない。ただし、唐元和年間になると、罪人を枷で拘束し、見せしめにする刑罰は正式に国家の法令によつて定められており、すなわち「令衆」と称される付加刑のことである。『唐会要』卷八三 税租上に、

（元和）十一年（八一六）六月、京兆府奏すらく、「今年の諸県の夏税、綾絹絶絀絲綿等を折納するは、並びに本県の時價に依らんことを請う。祇だ上中二等を定め、匹ごとに二百文を加饒し、綿は両ごとに二十文を加饒し、其の下の物は納限に在らず。小戸本錢足らざれば、絲綿斛斗を納むるに任す。須らく是れ本戸なるべきに、如し本戸に非ず、輒りに錢を合集し買いて匹段と成し代納する者は、所由十五を決し、項に枷して令衆せられよ」と。奏に依れと勅旨す⁵⁶。

とある。京兆府は、小戸でないのにもかかわらず「絲綿斛斗」で夏税を納めた者を枷で拘束して見せしめにするように上奏し、この上奏は皇帝に批准されて勅旨として公布された。それに従い、枷で罪人を拘束して「令衆」を行うのは国家に認められる五刑以外の附加刑となった。唐代以降、「令衆」のような見せしめの刑罰は常に罪人の首に枷をつけて執行される。『宋会要輯稿』・『続資治通鑑長編』などには北宋景德四年（一〇〇七）の河北提刑司陳綱の上奏が記されており、「令衆」の場合に使用される枷の重さについても規定がある。『宋会要輯稿』刑法六之七七に、

四年十二月二十八日、太常博士河北提点刑獄陳綱言えらく、「諸州の勘事、杖已下、法として当に令衆すべき、及び抗拒して招さず当に枷問すべき者、いまだ定制有らず。今より枷を置め重さ十五斤とせられんことを請う」と。法寺に命じて参議せしむるに、綱の奏の如し。之に従う⁵⁷。

とある。これによれば、宋代では、「令衆」の罪人を一五斤の枷によつて拘束することは正式の規定となったという。因みにその後、唐代から形成された付加刑としての「令衆」は、また「枷示」・「枷号」と呼ばれ、明清時代までに継続的に行われたのである⁵⁸。

おわりに

本稿が考察を行ってきたのは、枷が如何にして法定の拘束具になっていったか、そして中国古代における枷を中心とした拘束制度が如何にして成立したか、などの問題である。農具の枷は漢代以前から広く存在しており、遅くとも後漢には、拘束の機能を備えるようになっていたが、魏晋南朝の法制では枷ははまだ法定の拘束具ではなかった。ただし、十六国期における奴隷販売や人の略奪の際に、枷は拘束具として頻繁に使用されるようになった。北魏になると、枷は初めて律令で定められた拘束具となった。かつ北魏の獄官令には枷を中心とした拘束制度の濫觴があった。しかし、当時枷の制度はいまだ十分に整備される前の段階にあった。太和五年・永平元年の二詔が下された背景には、このような制度が整備途上にある司法の現場での枷の濫用問題が見られた。唐獄官令では、枷の形状・寸法に関する令文が整備され、各刑罰を適用する拘束具がさらに確立された。これらの制度の完備とともに、枷を中心とした拘束制度も完成されるに至った。こうした経緯を経て、枷は最も一般的な法定の拘束具となったのである。

また、唐代になると、枷の適用範囲は次第に広められ、枷で罪人を拘束し、見せしめにする「令衆」も初めて国家に認められた附加刑となった。このように、唐代における枷の用例は強く後代の刑罰に影響を与えていた。時代が降って中国の近世になると、枷で罪人を拘束し、見せしめにする刑罰は最も頻繁に行われていた附加刑となっている。

本稿は、北魏・唐の獄官令を利用して枷の法定化及びこれを中心とする拘束制度の成立に考察を加えた。唐令を基本的に継承したとされる北宋の天聖令における拘束具についての条文は、唐令との関連も顕著に見られる。唐宋間における枷の制度の継承や変遷については、次稿の課題としたい。

註

- (1) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組 校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証』（中華書局、二〇〇六年）参照。
- (2) 沈家本『刑具考』（『歴代刑法考』中華書局、一九八五年）柳条参照。
- (3) 仁井田陞「敦煌發見十王經図巻に見えたる刑法史料」（『東洋学報』二五—三、一九三八年）初掲。氏の『中国法制史研究 刑法』（東京大学出版会、一九五九年）再収。
- (4) 林沄「枷的演变」（『中国典籍与文化』一九九四—三）参照。
- (5) 辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大学学術出版会、二〇一〇年）七一頁参照。
- (6) 農具である枷の出現や形態については、張春秀「農具枷的演变」（『農業考古』二〇一一—一）参照。
- (7) 拵罔両、拂游光、枷天狗、縹墳羊。
- (8) 沈家本氏はここに見える「枷」は必ずしも拘束の意味ではなく、打撃のような意味であると指摘する（前掲『歴代刑法考』一一〇—五頁参照）。しかし、管見の及ぶ限り、打撃の意味を持つ枷の用例は存在しない。前後の文脈を分析すると、「広成頌」に見える「枷」はやはり拘束を意味するものであると考えられる。
- (9) 宮崎市定「シナの鉄について」（『宮崎市定全集九 五代宋初』岩波書店、一九九二年）四一—六頁参照。
- (10) （後漢）『説文解字』巻六上 柳条・柀条、（後漢末）『釈名』巻七 柳条、（魏）『広雅』巻八 柳条参照。
- (11) 漢代以来の鉗の機能や対応刑罰などについては、富谷至『秦漢刑罰制度の研究』第II編「漢代刑罰制度考証」（京都大学学術出版会、一九九八年）参照。また、柀の機能については、沈氏『刑具考』柀条（前掲『歴代刑法考』、一一九八・一一九九頁）参照。沈氏『刑具考』には、械についての史料がいくつか収録されているが、械の機能については説明していない。械については、『広雅』巻七 釈室に、「械謂之桎」とある。『周礼注疏』卷三五 秋官 掌囚に、「在手曰桎、在足曰桎」

とある。また、『一切経音訳』巻一に「通俗文云、(中略) 謂穿木加足曰械」とある。つまり、械は足の拘束具であることが明らかであろう。

(12) 『玉篇』巻二 枷条に、「枷、音加。枷鎖、又連枷打穀」とある。

(13) 沈家本『刑具考』枷条に、「是(枷) 齊梁已為通称、特律文未改耳」(前掲『歴代刑法考』一二〇五頁) とある。

(14) 至太武帝、始命崔浩定刑名、(中略) 始置枷拘罪人。

(15) 会建威將軍閻粹說并州刺史・東瀛公騰執諸胡於山東亮充軍実、騰使將軍郭陽・張隆虜群胡將詣冀州、両胡一枷。勒時年二十余、亦在其中。

(16) 両胡一枷、即後來二人連枷之始。

(17) 梁江陵陷時、有関内人梁元暉俘獲一士大夫姓劉。(中略) 此人先遭侯景乱、喪失家口、唯余小男、年始數歲、躬自擔抱、又著連枷、値雪塗不能進。

(18) 黄徵「敦煌變文俗語詞補釈——「生杖」名物図証——」(『第三届中国俗文化国際学術研討会暨項楚教授七十華誕学術討論会論文集』、四川大学俗文化研究所、二〇〇九年) 参照。

(19) 楊国忠遣御史分道捕人、連枷送詣軍所。

(20) 史念海「十六国時期各割據霸主的遷徙人口」(『中国歴史地理論叢』三・四、一九九二年) 参照。

(21) 時法官及州郡臬不能以情折獄、乃為重枷、大幾困、復以緘石懸於囚頸、傷内至骨、更使壯卒迭搏之。囚率不堪、因以誣服。吏持此以為能。帝聞而傷之、乃制非大逆有明証而不款辟者、不得大枷。

(22) 初、翻為河陰令。(中略) 臬旧有大枷、時人号曰「彌尾青」、及翻為臬主、吏請焚之。翻曰、「且置南牆下、以待豪家」。未幾、有内監楊小駒詣臬請事、辞色不遜、命取尾青以鎮之。既免、入訴於世宗。

(23) 『魏書』卷八 世宗紀・『魏書』卷七七 宋翻伝参照。

(24) 乙未、詔曰、「(前略) 枷杖小大、各宜定準。然比廷尉・司州・河南・洛陽・河陰及諸獄官、鞠訊之理、未足矜恕。掠拷之

北魏・唐における枷について——獄官令の検討から見た——(劉)

苦、每多切酷（中略）可付尚書精檢枷杖違制之由、斷罪聞奏」。

- (25) 永平元年秋七月、詔尚書檢枷杖大小違制之由、科其罪失。尚書令高肇・尚書僕射清河王懌・尚書刑巒・尚書李平・尚書江陽王繼等奏曰、「（中略）謹案獄官令、（中略）諸犯年刑已上枷鎖、流徒已上、增以杻械。迭用不俱。非大逆外叛之罪、皆不大枷・高杻・重械、又無用石之文。而法官州郡、因緣增加、遂為恒法。（中略）檢杖之小大、鞭之長短、令有定式、但枷之輕重、先無成制。臣等參量、造大枷長一丈三尺、喉下長一丈、通類木各方五寸、以擬大逆外叛。杻械以掌流刑已上。諸臺寺州郡大枷、請悉焚之。枷本掌囚、非拷訊所用（中略）。自是枷杖之制、頗有定準。未幾、獄官肆虐、稍復重大。中華書局標点本『魏書』では「諸犯年刑已上枷鎖」とある年刑の前に□があるが、その『魏書』の底本である百衲本ではその□がない。また、『魏書』刑罰志に基づいている『冊府元龜』卷六一にもその□がない。次に引用する北齊の枷の制度はその北魏の獄官令を継承するものであり、北齊の「罪刑年の者」は一年徒刑の罪人であるため、北魏の「年刑」はそのような意味であると考えられる。

- (26) 内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』（創文社、一九六四年）二二四頁注の二二参照。

- (27) 前掲林氏「枷的演變」参照。

- (28) 張綏「初唐閻羅圖像及刻経」（『唐研究』六、二〇〇〇年）参照。

- (29) 罪刑年者鎖、無鎖以枷。流罪已上加杻械、死罪者桁之。

- (30) 凡死罪枷而杻、流罪枷而杻、徒罪枷、鞭罪杻、杖罪散以待斷。

- (31) 北魏獄官令における「流徒已上、増すに杻械を以てす。迭に用いて俱にせず」と対比すると、この「流罪已上は杻械を加え」に見える「杻械」は、同時に用いられなく、それらの中の一つを選んで流罪以上の罪人を拘束したと考えられる。

- (32) 『玉篇』卷一一桁条に「（前略）大械也」とある。玄応の『一切経音訳』卷一に「通俗文云、拘罪人曰桁械、謂穿木加足曰械、大械曰桁」とある。

- (33) 『周礼』秋官掌囚に「凡囚者、上罪桎梏而桎、中罪桎梏、下罪桎」とある。

- (34) 仁井田氏『唐令拾遺』「獄官令」(東京大学出版会、一九六四年) 参照。
- (35) 池田温(編集代表)『唐令拾遺補』「第二部唐令拾遺補訂 獄官令」(東京大学出版会、一九九七年) 参照。
- (36) 前掲『天一閣藏明鈔本天聖令校証』「唐開元獄官令復原研究」の21条、42条、45条、57(条参照)。
- (37) 枷杖大小、咸為之程品。
- (38) 本稿で引用する獄官令の条文番号については、たとえば、「唐開元獄官令復原研究」第1条は復原1のように表記する。
- (39) 諸枷長五尺以上、六尺以下、類長二尺五寸以上、六寸以下、共闊一尺四寸以上、六寸以下、径三寸以上、四寸以下。
- (40) 前掲仁井田氏『中国法制史研究 刑法』六〇五・六〇六頁参照。
- (41) 諸流徒罪居作者、皆著鉗、若無鉗者著盤枷、病及有保者聽脫。
- (42) 前掲辻氏『唐宋時代刑罰制度の研究』七一頁参照。
- (43) 松本栄一『敦煌画の研究』(東方文化学院東京研究所、一九三七年、附図一一七・一一八)に収録される山中商会蔵本(現在、久保惣記念美術館に保存)の十王図、及び上海古籍出版社・法国国家図書館編『法国国家図書館藏敦煌西域文献』(上海古籍出版社、二〇〇一年) P二八七〇の十王図に三つの円枷が見える。
- (44) 諸禁囚、死罪枷杻、婦人及流罪以下去杻、其杖罪散禁。年八十及十歲、並廢疾・懷孕・侏儒之類、雖犯死罪、亦散禁。
- (45) 諸應議請減者、犯流以上若除・免・官当、並鎖禁。公坐流、私罪徒、並謂非官当者。責保参对。其九品以上及無官應贖者、犯徒以上若除・免・官当者、枷禁。公罪徒、並散禁。不脱巾帶、辦定、皆聽在外参对。
- (46) 議請減のことは、八議・官爵五品以上・七品以上の官などの身分である。それらの詳細は、『唐律疏議』卷一 八議条、卷二 八議者(議章)条・官爵五品以上(請章)条・七品以上之官(減章)条参照。
- (47) 「保を責めて参对す」とは、保証をとり身柄を拘束せず、在宅のままて訊問の時にのみ出頭させるということである。岩波『律令』(岩波書店、一九七六年) 四六八頁参照。
- (48) 「九品以上」と「無官の応に贖すべき者」の身分については、『唐律疏議』卷二 名例律 應議請減条の疏議に、「(前略) 及九

北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―(劉)

品以上官者、謂身有八品・九品之官。若官品得減者、謂七品以上之官、蔭及祖父母・父母・妻・子孫、犯流罪以下、並聽贖」とある。

(49) それらに対応する罪は『唐律疏議』卷三名例律除名条・免官条に明記している。

(50) 諸犯私罪、以官当徒者、(私罪、謂私自犯及对制詐不以実、受請枉法之類。)五品以上、一官当徒二年。九品以上、一官当徒一年。若犯公罪者、(公罪、謂縁公事致罪而無私・曲者。)各加一年当」。

以官当流者、三流同比徒四年。疏議曰、品官犯流、不合真配、既須当、贖、所以比徒四年。

(51) この公坐は第二グループの公罪と文字に違いがあるが、滋賀秀三氏(『訳註日本律令』五、唐律疏議訳註編一、東京堂、一九七九年、一三八頁)は唐律に見える公罪と公坐を同義としている。梅原郁氏(『公罪・私罪の一考察—宋代の事例を中心として—』『宋代司法制度研究』創文社、二〇〇六年)は、いくつかの場合において公坐と公罪は無条件で言い換えられないことを指摘しつつ、多くの場合において両者は大体同じであることを認めている。筆者は復原45に見える公坐と公罪の間に違いが見当たらないことから、ここでは同一視して問題ないと考える。

(52) 諸以官当徒者、罪輕不尽其官、留官收贖。官少不尽其罪、余罪收贖。疏議曰、仮有五品以上官、犯私坐徒二年、例減一等、即是「罪輕不尽其官、留官收贖」。

(53) 天聖獄官令36条・49条(前掲「唐開元獄官令復原研究」四一七・四一八頁)参照。

(54) 『元典章』卷四〇「獄具之制」参照。また、『大明律』附図の「獄具之図」参照。

(55) 孝昌初、行河陰県令、先是有入囊盛瓦礫、指作錢物、詐市人馬、因逃去。詔令追捕、必得以聞。謙之乃僞枷一囚、立於馬市、宣言是前詐市馬賊、今欲刑之。

(56) 十一年六月、京兆府奏、「今年諸県夏稅、折納綾絹純絢絲綿等、並請依本県時價。祇定上中二等、每匹加饒二百文、綿每兩加饒二十文、其下等物、不在納限。小戸本錢不足、任納絲綿斛斗、須是本戸、如非本戸、輒合集錢買成匹段代納者、所由決十五、枷項令衆」、勅旨依奏。

(57) 四年十二月二十八日、太常博士河北提点刑獄陳綱言、「諸州勘事、杖已下法当令衆及抗拒不招当枷問者、未有定制。自今請置枷重十五斤。」命法寺參議、如綱奏、從之。

この記事は『統資治通鑑長編』卷六七 景德四年十二月条・『事物紀原』卷一〇 枷重条にも記されている。ただし、『統資治通鑑長編』と『事物紀原』では、この上奏が行われたのは宋真宗景德四年である。それに対し、『宋会要輯稿』では「四年」の前に年号が記されておらず、この記事の前には太宗淳化二年（九九二）のことが記されている。『統資治通鑑長編』と『事物紀原』の記述から判断すると、『宋会要輯稿』の「四年」とは「景德四年」のことであり、年号の欠落があったと考えられる。

(58) 明の『問刑条例』や清の『欽定大清会典』には、「枷号」と「枷示」が一般的な付加刑とされてしばしば見られる。

参考資料

図一、嘉峪関魏晋壁画墓における農具としての枷

(張宝璽 主編『嘉峪関酒泉魏晋十六国墓壁画』

甘肃人民美術出版社、二〇〇一年、一三一頁)



図二、「齊士員猷陵造像碑」の碑趺に見える枷

(張総「初唐間羅図像及刻経―以「齊士員猷陵造

像碑」拓本為中心―』『唐研究』六、二〇〇〇年)



図三、敦煌第45窟観世音経变における枷

（敦煌文物研究所編『中国石窟 敦煌莫高窟』
第三冊、第一三三幅、文物出版社、一九八七年）



北魏・唐における枷について―獄官令の検討から見た―（劉）